

令和 8 年第 4 回市議会（定例会）

議 会 議 案

自 議案第 96 号

至 議案第 99 号

（追加第 1 回）

令和 8 年 9 月 24 日

加 古 川 市

目 次

議案第 9 6 号	加古川市副市長選任につき同意を求めること	3
議案第 9 7 号	加古川市副市長選任につき同意を求めること	6
議案第 9 8 号	加古川市教育委員会委員任命につき同意を求めること	8
議案第 9 9 号	加古川市監査委員選任につき同意を求めること	11

加古川市副市長選任につき同意を求めること

加古川市副市長に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月24日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康裕

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 大 歳 悟 史
生年月日 [REDACTED]

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(副知事及び副市町村長の選任)

第 162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び副市町村長の任期)

第 163条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

◎参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜すい

(任命)

第4条 …………… (省 略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

加古川市監査委員選任につき同意を求めること

加古川市監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月24日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康裕

記

住所

氏 名 竹 中 重 夫

生年月日

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第 196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 ……………（省 略）

}

5 ……………（省 略）

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

(監査委員の任期)

第 197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。